

議案第53号

小田原市職員等の旅費に関する条例

[制定理由]

国家公務員の旅費制度において、旅費の支給を旅行の実態に即した実費支給とする等の見直しが行われたことを踏まえ、本市職員における当該制度の取扱いについてこれに準じた措置を講ずるため制定する。

[内 容]

1 総則

(1) 旅費の支給（第3条関係）

職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給することとするほか、職員の配偶者等に対して旅費を支給する場合等の旅費の支給要件について定めることとする。

(2) 出張命令（第4条関係）

職員が出張し、又は赴任する場合の旅行は、一定の要件に基づき任命権者が発する出張命令によって行われなければならないこととする。

(3) 出張命令の変更（第5条関係）

旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に出張命令の変更の申請をしなければならないこととする。

(4) 旅費の計算（第6条関係）

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、その現によった経路及び方法によって計算することとする。

2 旅費の種目及び内容

(1) 旅費の種目（第7条関係）

旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とすることとする。

(2) 交通費

ア 鉄道賃（第8条関係）

鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の費用の額の合計額とすることとする。また、(ア)の額の上限は、規則で定める額とすることとする。

(ア) 運賃

(イ) 急行料金

(ウ) 寝台料金

(エ) 座席指定料金

(オ) 特別車両料金（市長等が利用する場合その他規則で定める場合に限る。）

(カ) (ア)から(オ)までの費用に付随する費用

イ 船賃（第9条関係）

船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の費用の額の合計額とすることとする。また、(ア)の額の上限は、規則で定める額とすることとする。

(ア) 運賃

(イ) 寝台料金

(ウ) 座席指定料金

(エ) 特別船室料金（市長等が利用する場合その他規則で定める場合に限る。）

(オ) (ア)から(エ)までの費用に付随する費用

ウ 航空賃（第10条関係）

航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の費用の額の合計額とすることとする。また、(ア)の額の上限は、規則で定める額とすることとする。

(ア) 運賃

(イ) 座席指定料金

(ウ) (ア)及び(イ)の費用に付随する費用

エ その他の交通費（第11条関係）

その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の費用の額の合計額とすることとする。

(ア) 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(イ) 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（(ア)の自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(ウ) (ア)及び(イ)以外の費用であって、道路運送法の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(エ) (ア)から(ウ)までの費用に付随する費用（実費を算定することができるものに限る。）

(3) 宿泊費等

ア 宿泊費（第12条関係）

宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（以下「省令」という。）における職務の級が10級以下の者（市長等にあつては、指定職職員等）の額に相当する額（以下「宿泊費基準額」という。）とすることとする。

イ 包括宿泊費（第13条関係）

包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る(2)アからエまでの費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とすることとする。

ウ 宿泊手当（第14条関係）

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令の規定の例により算定した額とすることとする。

(4) 転居費等

ア 転居費（第15条関係）

転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定した額とすることとする。

イ 着後滞在費（第16条関係）

着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とするこ

ととする。

ウ 家族移転費（第17条関係）

家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の額とすることとする。

(ア) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

- a 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- b aに該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合 aに準じて算定した額

(イ) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

- a 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額
- b aに該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合 aに準じて算定した額
- c aに該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合 (ア) aに準じて算定した額
- d 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（a又はbの許可を受け移転した者であつて、同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合 aに準じて算定した額

(5) その他の種目

ア 渡航雑費（第18条関係）

渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とすることとする。

イ 死亡手当（第19条関係）

死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令に定める額に相当する額とすることとする。

3 雑則

(1) 退職者等の旅費（第20条関係）

退職等となった職員に支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めることとし、当該職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを当該旅費に加えるものとする。

(2) 遺族等の旅費（第21条関係）

職員が旅行中に死亡した場合、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合等に支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めることとする。

(3) 旅費の支給額の上限（第22条関係）

2(2)から(4)まで及び2(5)アの費用に係る旅費の支給額は、各費用についてこの条例の規定により計算した額と現に支払った額のいずれか少ない額をその上限とすることとする。

(4) 旅費の請求手続（第23条関係）

旅費の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、請求又は精算に必要な資料を任命権者に提出しなければならないこととするほか、旅費の請求手続について定めることとする。

(5) 旅費の調整（第24条関係）

任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はそ

の必要としない部分の旅費を支給しないことができることとする。

(6) 旅費の特例（第 25 条関係）

任命権者は、職員について一定の事由がある場合において、この条例の規定により支給する旅費が職員の必要とする旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しその満たない部分に相当する金額を旅費として支給する等の旅費の特例について定めることとする。

(7) 旅費の返納（第 26 条関係）

任命権者は、旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならないこととする。

(8) 旅費の例による費用弁償（第 27 条関係）

パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行する場合には、当該職員に対し、旅費に相当する費用弁償を支給するものとし、その額及び支給方法は、職員に対する旅費の支給の例によることとする。

4 小田原市職員の旅費に関する条例の廃止（附則第 2 項関係）

小田原市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）を廃止することとする。

5 経過措置（附則第 3 項及び第 4 項関係）

この条例の施行後における旧条例による旅費の支給に係る経過措置を定めるところとする。

6 旧条例の廃止に伴う関係条例の整備（附則第 5 項～第 7 項関係）

次の条例について、4 に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（第 4 条関係）

(2) 小田原市証人等の実費弁償に関する条例（別表関係）

(3) 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（第 14 条関係）

[適用]

令和 9 年 4 月 1 日